

重要事項説明書

居宅介護支援サービス

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号第4条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1、事業者

事業者の名称	医療法人 村山内科
事業者の所在地	徳島県三好市池田町サラダ1795番地1
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 村山 善紀
電話番号	0883-72-2110

2、ご利用の事業所

事業所の名称	村山内科指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	徳島県三好市池田町サラダ1795番地1
管理者の氏名	小山 まゆみ
電話番号	0883-76-0727
ファクシミリ番号	0883-76-0758
指定事業所番号	3610610556

3、事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
運営の方針	利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供する。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に隔ることのないよう公正、中立に行う。

4、職員体制

職種	職務内容	人員
管理者	事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う	1名(常勤兼務) (主任介護支援専門員)
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供にあたる。 1人当たり担当利用者数は45名未満とする	2名(常勤専任1名 常勤兼務1名)
事務員	法人内に医事部門があり、事務職員を配置している。 請求業務のほか居宅介護支援の事務を行う。	1名(常勤兼務)

5、職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	常勤兼務 8:30～17:30
介護支援専門員	常勤専任、常勤兼務 8:30～17:30
事務員	常勤兼務 8:30～17:30

6、営業日

営業日	月曜日から土曜日（但し、1月1日から1月2日までは除きます。） （日・祝祭日は休みですが、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとっています。）
営業時間	午前9時から午後5時まで

7、居宅介護支援サービスの概要

事項	備考
要介護認定の申請代行	利用申込者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請の代行を行います。 介護保険証と申請書をお預かりして指定の機関に提出します。
サービス計画の立案	利用者・家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき居宅サービス計画を立案します。 利用者の居宅に訪問し利用者・家族と面接を行い、解決すべき課題を把握し、それに基づき計画を立案します。そして必要に応じた指定居宅サービス等の担当者によるサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。なお、サービス担当者会議はテレビ電話装置等を活用しておこなうこともあります。利用者又はその家族が参加する場合は、利用者等の同意を得て行います。 随時、必要に応じて指定居宅事業者と連絡調整します。
課題分析およびモニタリングの実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「全社協方式アセスメント」を使用して課題分析を行います。 その後、少なくとも月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化など確認させていただき記録します。 また、ご利用者の状態が安定しているなど、一定の要件を満たした上で、ご利用者の同意およびサービス担当者会議で主治医、担当者その他の関係者の合意が図られた場合、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行う事が出来ます。その際は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集します。なお、少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問します。
情報提供	居宅サービス計画の作成の開始に当たり、利用者・家族との面接において、可能な限り、文書で当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報について提供します。又、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等についての情報も提供します。

連絡調整	・サービス計画立案時、又、必要に応じて随時、指定居宅事業者、関係機関等と連絡調整します。 指定居宅事業者等、関係機関等と電話、文書、面接等により、連絡を取り合いサービスの調整を図ります。 ・利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適切に利用者または家族に対して提供します。 ・指定居宅介護支援の提供に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。 1) ご利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用者等の情報を下記の通り適正にご利用者又はご家族に対して提供するものとします。 ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができること、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選択理由を求めることができることを説明します。 ・特定の事業所に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の洗濯を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を掲示することはいたしません。 ・当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、訪問看護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は「別紙」の通りです。 2) ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡を取らせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために以下の対応をお願いいたします。 ① ご利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業所が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証又はお薬手帳等に当事業所名及び担当介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。 ② また、入院時には、ご利用者またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。 3) 主治の医師等が、一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した場合、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った支援を実施いたします。具体的には、ご利用者またはそのご家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問(モニタリング)をさせていただき、ご利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握を実施します。その際にご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス提供の調整等を行います。
------	---

8、事業の実施地域

実施地域	三好市 池田町・井川町
------	-------------

9、個人情報の提供についての同意

介護サービス計画を作成するために、必要があるときは、担当者会議等で、利用者・利用者の家族の個人情報を用いることがあります。

10、苦情等申立先

ご利用相談室	窓口担当者	小山 まゆみ
	ご利用時間	午前9時～午後5時
	ご利用方法	電話 0883-76-0727
	面接 場所	村山内科 相談室
	窓口対応	国民健康保険団体連合会 電話 088-665-7205
	窓口対応	みよし広域連合 介護保険センター 電話 0883-76-0030
	窓口対応	

11、身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

12、損害賠償

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

13、虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- (1)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施しています。
- (4)前3号の措置を適切に実施するための担当者を置いています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小山まゆみ
-------------	-----------

- (5)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14、緊急時及び事故発生時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。

又、緊急連絡先、市町村に連絡します。

利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	
	院長名	
	所在地	
	電話番号	
	診療料	
	入院設備	
	救急指定の有無	
	契約の概要	
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

15、衛生管理等

事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるよう努めます。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。

(4) 事業所において従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

16、暴言・暴力・ハラスメントに関する事項

事業所は、利用者や従業者に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、以下の措置を行うものとします。

(1) 職員に対する暴言・暴力・ハラスメントを防止し、啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 暴言・暴力・ハラスメント行為が利用者やその家族から、職員に対してあった場合には、解約するだけでなく、法的な措置とともに損害賠償を求めることがあります。

17、業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供開始に当たり、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明しました

所在地 徳島県三好市池田町サラダ1795番地1

事業者名 医療法人 村山内科

理事長 村山 善紀

所在地 徳島県三好市池田町サラダ1795番地1

事業所名 村山内科指定居宅介護支援事業所

説明者

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受けたことを確認し、同意します。

また入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を入院先医療機関に報告いたします。

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名
本人との関係

★利用料

介護1～介護2 1086単位

介護3～介護5 1411単位

<加算>

初回加算 300単位／月

中山間地域サービス提供加算（所定単位数の5%）

特別地域加算 （所定単位数の15%）

入院時情報連携加算（Ⅰ） 250単位／月

入院時情報連携加算（Ⅱ） 200単位／月

退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位／回（入院期間中1回まで）

退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600単位／回

退院・退所加算（Ⅱ）イ 600単位／回

退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750単位／回

退院・退所加算（Ⅲ） 900単位／回

退院時情報連携加算 50単位／月

緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位／回（月2回）

ターミナルケアマネジメント加算 400単位

（死亡日及び死亡日14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合）